

利府町公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、利府町地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）変更（案）を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧に供された当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

利府町長 熊谷



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地区
 - ・菅谷
 - ・加瀬
 - ・森郷
 - ・春日
- 2 縦覧期間
 - 自 令和8年3月16日
 - 至 令和8年3月30日
- 3 縦覧場所
利府町役場 経済産業部 農林水産課 農林水産係
- 4 意見書の提出について
 - (1) 提出先
利府町役場 経済産業部 農林水産課 農林水産係
 - (2) 提出方法
別添の意見書に記載の上、郵送・持参・ファックス・電子メールによることとし、電話及びインターネットでの意見は受け付けない。
 - (3) 提出期限
縦覧期間の満了日までとする。
ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。